

八総経第106号(令和4年10月6日)制定

八総経第249号(令和7年3月31日)改正

オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第八管区海上保安本部が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、役務の提供、その他の契約(以下、物品調達等)という。)の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、第八管区海上保安本部が会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、相手方を特定することなく参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第2号から4号及び第7号に規定するもののうちで、第八管区海上保安本部が実施することが適当であると認められるものを対象とする。

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)【抜粋】

(随意契約によることができる場合)

第99条 2 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

3 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

4 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。

7 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその
予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(参加資格)

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

1 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。

2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- 3 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、競争参加を希望する地域を「東海・北陸」又は「近畿地域」又は「中国地域」の競争参加資格を有するものであること。又は国土交通省一般競争(指名競争)参加資格において、第八管区海上保安本部を希望していること。
なお、当該資格を有していない場合であっても、見積合わせ日から直近5年間で当本部と契約実績がある場合は、この限りではない。
- 4 第八管区海上保安本部長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する物又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6 第1項から第5項の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

(見積り及び提出の方法)

第5条 見積り及び提出の方法は以下のとおりとする。

- 1 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、第八管区海上保安本部ホームページ(以下「八本部 HP」という。)に支出負担行為担当官が指定する期間、公募する。
- 2 見積書の金額は、調達物品の本体価格のほか、運送等履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- 3 見積者は、仕様書及び本要領、見積依頼書、第八管区海上保安本部入札・見積者心得を熟読し、承諾のうえ、見積書の作成・提出すること。
- 4 電子調達システムで見積書を提出する場合は、見積書受付締切日時(以下「締切日時」という。)内に電子調達システムにて提出するものとする。なお、見積者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 5 電子調達システム以外(紙媒体)で見積書を提出する場合は、参加する案件の見積書を締切日時までに八本部 HP 記載の担当窓口メールアドレスへ提出するものとする(ただし、押印省略した見積書に限る)。押印有りの場合は、原本が必要となるため、締切日時までに八本部 HP 記載の見積書送付先へ郵送又は持参にて提出するものとする。なお、提出の際は、担当者及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明らかにすること。また、見積者は任意で設定した000~999の数字(くじ番号)を見積書に記載するものとする。

見積書の様式については、八本部 HP オープンカウンター方式見積合わせ掲示情報に掲載された案件毎の「見積書(オープンカウンター方式)」からダウンロードし使

用すること。

(見積書の無効)

第6条 次に掲げるもののいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- 1 見積りに参加する資格の無い者の見積書
- 2 件名又は作成日等、いずれかの記載を欠く見積書
- 3 記名を欠く見積書
- 4 金額を訂正した見積書
- 5 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
- 6 同一の契約件名(同一見積合わせ日)に2通以上提出したもの
- 7 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書
- 8 第7条記載の承認を受けていない同等品での見積書

(同等品の選定について)

第7条 仕様書に同等品可の文言が記載されている物品は、同等品での見積りを行うことを可能とする。

ただし、同等品を選定する場合には、同等品確認申請書と、選定する同等品の規格や詳細が分かるカタログ等を入札審査係まで提出し、承認を受けてから見積書を作成すること。なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(契約の相手方の決定について)

第8条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。なお、見積合わせ回数は、原則2回とする。

2 上記の業者が2者以上あるとき(同額の場合)

電子調達システムの備える電子くじを用いて落札者を決定し、第5条第5項での見積りを行った者のみである場合は、予決令第83条の規定の例に倣い、当該契約に関係のない職員にて「くじ引き」を実施し、契約業者を決定する。

3 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がなかった場合

予定価格の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、見積書を提出した者に再度見積書の提出を依頼する。

4 見積書の提出がなかった場合

この場合につきましては、従来通り別途選定した者へ見積を依頼し随意契約の協議を行う又は、仕様等を変更の上再度オープンカウンター方式による見積合わせを行うこととする。

(見積り結果の通知について)

第9条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果については、第5条第5項に

よる提出の場合のみ、入札審査係より契約業者へ「契約決定通知書」を通知し、落札されなかった業者へは、「見積合わせ結果」を通知するものとする。

(オープンカウンター方式による見積合わせの資料及び様式)

第10条 オープンカウンター方式による見積合わせに関する資料及び様式は八本部HPに掲載する。

(その他)

第11条 見積書作成・提出に要する費用等は参加者の負担とする。

- 2 都合により見積合わせを取止める場合がある。
- 3 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- 4 見積者は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由としての異議を申し立てることはできない。
- 5 本実施要領のほか「第八管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に見積手続きを開始するものから適用する。